主 文

本件上告を棄却する。

上告の費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は被上告人が食糧確保臨時措置法第一四条の「耕作の業務を営む者」に該当しないというのであるが、結局原審の事実認定を非難するに止まり、「最高裁判所における民事上告事件の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律第一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当しない。又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものとも認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、全裁判官一致の意見によつて、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

郎	_	太	谷 川	長	裁判長裁判官
登			上	井	裁判官
保				島	裁判官
介		又	村	河	裁判官